SM1－1	那覇航空交通管制部	24時間	
SM1－2	那覇航空交通管制部	24時間	
SM1－3	那覇航空交通管制部	24時間	
SM2	那覇航空交通管制部	24時間	

附　則

1　この告示は、平成二十六年三月三十日から施行する。ただし、別表第一の改正規定については、平成二十六年四月一日から施行する。

2　本文の規定の適用については、平成二十六年三月三十一日までの間は、この規定中「、航空交通管制圏においては、航空交通の状況に応じ、又は要求により、及び航空交通情報圏においては、要求により」とあるのは、「、航空交通情報圏において、要求により」とする。

3　航空法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十一号）は廃止する。

○国土交通省告示第百六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第五項の規定に基づき、航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

本文中「ただし」の下に「航空交通の状況に応じ、又は」を加える。

表高松管制圏の項中「7時30分から21時30分まで」を「7時から22時まで」に改め、北九州管制圏の項中「24時間」を「7時45分から22時15分まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年三月三十日から施行する。ただし、本文及び表北九州管制圏の項の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第百七号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第一項ただし書中「にあっては、」の下に「航空交通の状況に応じ、又は」を加える。

別表第一高松空港の項中「7時30分から21時30分まで」を「7時から22時まで」に改め、同表北九州空港の項を次のように改める。

北九州空港	北九州空港事務所	飛行場管制業務	北九州タワー	7時45分から22時15分まで。ただし、7時30分から7時45分まで又は22時15分から22時30分までの間は、航空交通の状況に応じて運用する。
	航空自衛隊築城管制隊	進入管制業務	築城アプローチ	24時間
		ターミナル・レーダー管制業務	築城ターミナル	

同表佐賀空港の項中「21時」を「22時」に改め、別表第二高松特別管制区の項中「7時30分から21時30分まで」を「7時から22時まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年三月三十日から施行する。ただし、第一項ただし書及び別表第一北九州空港の項の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第百八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第二項の表鳥取ＶＯＲの項中「平成25年10月17日から平成26年2月5日まで供用休止」を「平成26年2月6日から供用再開」に改め、同表湖山ＶＯＲの項を削り、同表大島ＶＯＲの項中「平成25年10月17日から平成26年3月5日まで供用休止」を「平成26年3月6日から供用休止」に、同表佐賀ＶＯＲの項中「平成25年11月14日から平成26年2月5日まで供用休止」を「平成26年2月6日から供用再開」に改め、同表肥前ＶＯＲの項を削る。

第三項の表大島タカンの項中「平成25年10月17日から平成26年3月5日まで供用休止」を「平成26年3月6日から供用休止」に、同表知念タカンの項中「平成13年4月19日から供用再開」を「平成26年3月6日から平成26年4月2日まで供用休止」に改める。

第四項の表高松ＩＬＳの項中「高松空港及びその周辺」を「高松空港内」に、「7時30分から21時30分まで」を「7時から22時まで」に、同表佐賀ＩＬＳの項中「21時00分」を「22時」に、「平成25年10月17日から平成26年2月5日まで供用休止」を「平成26年2月6日から供用再開」に改める。

第五項の表鳥取ＤＭＥの項中「平成25年10月17日から平成26年2月5日まで供用休止」を「平成26年2月6日から供用再開」に改め、同表湖山ＤＭＥの項を削り、同表佐賀ＤＭＥの項中「平成25年11月14日から平成26年2月5日まで供用休止」を「平成26年2月6日から供用再開」に改め、同表肥前ＤＭＥの項を削る。

第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二項の表大島ＶＯＲの項、第三項の表大島タカンの項及び同表知念タカンの項の改正規定は平成二十六年三月六日から、第四項の表高松ＩＬＳの項の改正規定は同年三月三十日から、第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り上げる改正規定は同年四月三日から施行する。

2　第四項の表佐賀ＩＬＳの項の改正規定の適用については、平成二十六年三月二十九日までの間は、この規定中「22時」とあるのは、「21時」とする。

○国土交通省告示第百九号

関西国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　新関西国際空港株式会社　大阪府泉佐野市泉州空港北一番地

二　空港の名称及び位置　関西国際空港　大阪府泉南郡田尻町

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十四年国土交通省告示第九百二十号を参照）

イ　誘導路

延長　一万九千九百四十メートル

ロ　エプロン

面積　百十四万千六百七十七平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十六年三月六日